

小松市バイオマス設備設置費補助制度のご案内

うるおいとやすらぎのある「スマートシティこまつ」の創造と地球温暖化防止を目的として、環境に配慮した住宅用又は事業所用のバイオマス設備（ペレットストーブ・薪ストーブ・バイオマスボイラー）を設置される方に、予算の範囲内で本体購入費の一部を助成します。

補助対象期間は年度内（4月～3月まで）であるため、遅くとも3月31日までに設置工事が完了していることが必要条件となります。

＜申請にあたっての注意事項＞

- （1）補助件数は予算の範囲内とします。予算を超える申請があった場合は補助できません。
- （2）先着順に申請をお受けしています。
受付可能枠を超えた申請はお受けすることができませんので、申請希望の際は、速やかにエコロジー推進課（電話 0761-24-8069）にご連絡ください。
- （3）申請書等書類の金額は消費税を除いた額です。
記載の際はご注意ください。

■補助対象者

補助金の交付対象者は、市内に住居、事務所、店舗、若しくは作業場を有し、又は建築する者とし、年度内にバイオマス設備の設置を完了する方及び市税（延滞金含む）を滞納していない方とします。

■補助対象設備・補助金額

補助金の交付対象費	本体価格（税抜）	補助率	補助限度額
バイオマス設備の本体購入費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	50万円未満	本体購入金額2分の1以内	5万円
	50万円以上	本体購入金額10分の1以内	30万円

注）設置するバイオマス設備については、その使用による煙の発生について、近隣住宅等に迷惑とならないように留意するとともに、火災予防上の安全を確保してください。補助金の交付は1の建物につき、バイオマス設備1基分とし、1回を限度とします。なお本体購入費には煙突は含みません。